

社会福祉法人小谷村社会福祉協議会
役員および評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小谷村社会福祉協議会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給および費用弁償について定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語については次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づいて置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づいて置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対する報酬は下表のとおりとする。

役員	理事	理事会・評議員会への出席1回につき¥3,000を支給する。
	監事	監査会・理事会および評議員会への出席1回につき¥3,000を支給する（ただし、同日に連続して行われる理事会と評議員会に出席した場合には、これを1回の出席とみなす）。
	評議員	評議員会への出席1回につき¥3,000を支給する。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、小谷村が定める村内費用弁償額に準じた額を、役員等のそれぞれの自宅を起点として算定する。

(報酬の支給と費用の弁償)

第5条 報酬と費用の弁償については、各年度の最終のものに関する定時評議員会終結の時から14日以内までに支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。